

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和3年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>雲仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく、予防接種（新型コロナウイルス含む）の管理に関する事務 <p>番号法の別表第二に基づいて、雲仙市は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第10条 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 <p>（別表第二における情報提供の根拠） : 第16の2条、第16の3条、第115の2条 （別表第二省令における情報提供の根拠） : 第12の2条第1号第2号第3号、第59条の2</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠） : 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（16の2、17、18、19、115の2の項）</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課、子ども支援課
②所属長の役職名	健康づくり課長 子ども支援課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-38-3111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	雲仙市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康推進班 子ども支援課 子ども健康班 〒854-0492 住所:長崎県雲仙市千々石町戊582番地 電話:0957-36-2500

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I-5-①	市民生活部 健康づくり課、市民福祉部 子ども支援課	健康福祉部 健康づくり課、子ども支援課	事後	
平成29年4月7日	I-7	政策企画課 広報班	総務部 人事課 人事行政班	事後	
平成29年4月7日	I-8	雲仙市役所 市民福祉部 健康づくり課 健康推進班 子ども支援課 子ども健康班	雲仙市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康推進班 子ども支援課 子ども健康班	事後	
平成29年9月20日	II-1	平成27年6月22日 時点	平成29年9月8日 時点	事後	
平成29年9月8日	II-2	平成27年6月22日 時点	平成29年9月8日 時点	事後	
平成29年9月20日	I-5-②	健康づくり課長 吉川 久美 子ども支援課長 山口 久美子	健康づくり課長 富永 美也子 子ども支援課長 山口 久美子	事後	
平成29年9月20日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17、18、19の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第16の2条 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12の2条第1号第2号第3号 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19の項)	事後	
平成29年9月20日	I-8	雲仙市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康推進班 子ども支援課 子ども健康班 〒859-1107 〒854-0492 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 住所:長崎県雲仙市千々石町戊582番地 電話:0957-38-3111(代表) 電話:0957-36-2500	雲仙市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康推進班 子ども支援課 子ども健康班 〒854-0492 住所:長崎県雲仙市千々石町戊582番地 電話:0957-36-2500	事後	
平成30年10月1日	I-5-②	健康づくり課長 富永 美也子 子ども支援課長 山口 久美子	健康づくり課長 子ども支援課長	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	-	新規記入	事後	様式変更による
令和2年9月30日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠) :第16の2条	(別表第二における情報提供の根拠) :第16の2条、第16の3条、第105の2条	事後	
令和3年2月22日	I-1-②	雲仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種法に基づく、予防接種の管理に関する事務	雲仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種法に基づく、予防接種(新型インフルエンザ含む)の管理に関する事務	事前	
令和3年2月22日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項	事前	
令和3年2月22日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠) :第16の2条、第16の3条、第105の2条 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12の2条第1号第2号第3号 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第16の2条、第16の3条、第115の2条 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12の2条第1号第2号第3号、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項)	事前	

